

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		稚児山保存助成金		市の担当部課	教育部歴史まちづくり課		
				問い合わせ先	0568-44-0354		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人犬山祭保存会		代表者名	代表理事 石田芳弘		
関係規定	法令	文化財保護法第3条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市文化資源等の保存及び伝承等助成金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	昭和47年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		犬山祭の伝承者（保存団体）に対する助成であり、助成金交付要綱に対象事業が定められているため					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		「犬山祭の車山行事」は国指定の重要無形民俗文化財であり、ユネスコ無形文化遺産にも登録された世界的にも重要な文化財である。祭の継承には祭礼執行や日常の祭礼用具の管理など莫大な費用が必要であり、市がそれらの一部に助成することで、保存団体（練り物所有町内）の負担が軽減され、文化財の確実な継承に繋がる。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算		
		150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円		
		(150,000 円)	(150,000 円)	(150,000 円)	(150,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		「犬山祭の車山行事」を構成する練り物である大母衣、小母衣及び餌刺鉄砲隊の犬山祭時の執行と、練り物の装飾品及び衣装の管理					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		不明			
		うち補助事業全体の経費		269,307 円			
		うち補助対象経費		269,307 円			
		補助対象経費の内訳		祭礼運営費		265,203 円	
				事務費		4,104 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額150,000円（練り物実施3団体×50,000円）			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	助成額が事業実績額を下回っているため、精算をしていない		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		練り物は犬山祭の原型を留めるものであり、「犬山祭の車山行事」を構成する重要な文化財である。祭礼の運営費や衣装管理の一部に助成を行うことで、世界に誇るべき地域の歴史文化（春の祭礼）が例年滞りなく実施できており、結果的に地域の活性化に繋がっている。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		不明			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※平成30年度の実績に基づき作成しています。